

総務委員会記録

令和4年9月21日開催

- 1 日 時 令和4年9月21日(水) 9:58 ~ 11:55
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 荒谷委員長 陶久副委員長
渡部委員 金久委員 住友利広委員 小野委員
星加委員 住友進一委員 藤本委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 正副議長 平山議長 湯浅副議長
- 6 傍聴議員 横田議員 水谷議員 西川議員 久米議員 沢本議員
橋本議員 福谷議員 奥田議員 佐々木議員
- 7 出席理事者 表原市長 山本副市長 松崎政策監 桑村政策監
岡田企画部長 吉積総務部長 岡部危機管理部長
木本会計管理者 中川消防次長 大田消防本部参事
松田消防署長 佐坂秘書広報課長 荒井人事課長
東企画政策課長 吉岡行革デジタル戦略課長
横手ふるさと未来課長 山崎財政課長 清水税務課長
川端危機管理課長 小原会計課長 田中消防総務課長
武田第一消防課長 六浦第三消防課長
手塚選挙管理委員会事務局長 倉野監査事務局長
西平総務課長補佐 天羽総務課長補佐 他
- 8 事務局 阿部議会事務局長 新田課長補佐 天川主査
- 9 傍聴者 2名
- 10 記者席 1名

【 会議の概要 】

開 会 9 : 5 8

荒谷委員長 おはようございます。定刻の時間より若干、早く開催をさせていただきます。ただ今から総務委員会を始めたいと思います。

本日は、全委員のご出席をいただきましてありがとうございます。朝晩随分と寒くなったような気もいたしますが、今日は各小学校で運動会が、18日から執り行われる予定でございましたが、ちょうど台風のせいで、若干延びて、今日は富岡小学校、私の地元でございますが、運動会ということで、元気な子どもたちの声が聞こえてまいりました。そういった中で、総務委員会もいろいろな議題も山積いたしております。それぞれの委員の立場で議論をしていただき、そしてまたスムーズに議事運営させていただきますようお願いいたします。今日は綺麗な薔薇の花が目の前にありますので、挿していただいております。本当に美しい委員会の室内ということで、皆さん方の御意見をいただき、そしてまたスムーズに終わることをお願いいたしますと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。開会に当たりましてのご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、理事者を代表して表原市長に御挨拶をお願いしたいと思います。表原市長。

表原 市長 改めまして、おはようございます。本日も大変御多用の中、総務委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。

まず初めにではございますけれども、9月17日付で徳島新聞の紙面に報道がありました、私道の課税に関しまして本市が提訴されました。その経緯につきまして、この後、税務課長からご説明をさせていただきますので、どうぞよろしく願いをいたします。

早速ではございますが、本委員会に提案をさせていただいております案件につきましては、条例の一部改正案1件、令和4年度一般会計補正予算案1件、字の区域の変更について1件の計3件でございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げますが、御提案申し上げました案件につきまして、御審議のうえ、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

荒谷委員長 ありがとうございます。それでは説明をお願いいたします。清水税務課長。

【理事者説明 清水 税務課長】

荒谷委員長 ありがとうございます。

それでは本委員会に付託されております案件は、市長提出議案3件並びに請願1件の審査であります。議案の審査に入る前にお願いを申し上げます。理事者の方は自己紹介をしていただきましたら、議案説明は着座して

行っていただいて結構です。委員の方は、質疑のある場合は挙手をしていただきますようお願いいたします。それでは、議案の審査に入りたいと思います。

第1号議案 阿南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

荒谷委員長 『第1号議案 阿南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。荒井人事課長。

【理事者説明 荒井 人事課長】

荒谷委員長 ありがとうございます。理事者の説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。質疑ございませんでしょうか。金久委員。

金久 委員 おはようございます。金久でございます。

ただ今、阿南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由、一部改正内容の説明がございました。本市は正規職員の場合ですと、現行の育児休業制度においては、子どもが3歳になるまで取得可能な通常の育児休業は1回、加えて主に男性職員を対象にして、子どもの出生後8週間以内の育児休業を1回取得できると、そのように認識しておりますけど、今、御説明のあったように法改正では、通常の育児休業を原則2回まで、また、子どもの出生後8週間以内の産後パパ育児休業というのを2回まで取得可能とすることになると。そして男性職員については、結果、合計4回の育児休業が取得可能になるということでございますが、ここでちょっとお伺いをします。

2点ございますが、1点は、現在阿南市における正規職員の男性女性の、令和2年度、令和3年度の育児休業の取得の職員数、わかりましたら教えていただきたい。2点目は、先ほど説明がありましたが、男性職員を対象とした子どもの出生後8週間以内の育児休業、いわゆる産後パパ育休について、取得回数を1回から2回に緩和するという御説明でしたが、もう一度、趣旨というのは、どういうことなのかお伺いしたいと思います。以上よろしく願いいたします。

荒谷委員長 荒井人事課長。

荒井 課長 よろしく願いいたします。金久委員さんから2点ほどご質問をいただきました。

まず令和2年度、3年度の育児休業を取得している男女別の正規職員数についてでございますが、令和2年度に育児休業を新規取得した職員数は23人で、そのうち男性職員が1人、女性職員は22人ございました。また令和3年度に新規取得した職員数は25人で、全員が女性職員でございます。なお、参考までに令和3年度内に育児休業の期間があった職員数は66人で、全て女性職員となっております。

次に、出生後8週間以内の育児休業の取得回数を1回から2回に緩和する趣旨についてでございますが、今回この出生後8週間以内の育児休業の

取得を2回までとしているのは、主に男性職員が対象となるこの時期の休業を利用いたしまして、配偶者の退院後や、いわゆる里帰り出産から戻った時期など、特に配偶者への支援が必要となるこの出生直後の複数の時期において、男性職員が育児を担いやすくするためにございまして、より柔軟な対応が可能となりますことから、本市においても、男性職員の育児休業取得率の増加や、総取得期間の長期化、そして職業生活と家庭生活の両立や女性の活躍促進という効果を期待しているところでございます。以上、お答えいたします。

荒谷委員長 金久委員。

金久 委員 ありがとうございます。この法改正によりまして、市の条例を改正して男性も育児休業の取得をしやすくするという環境の整備を行ったわけですが、今後、市職員への育児休業に関する周知をはじめ、育児休業取得後に、その職場の業務執行体制についても、当然お休みがされるわけでございますので、限られた職員の中で円滑な業務運営がされるよう、ここも御配慮いただいて、この制度推進が図られるようお願いをしておきたいと思っております。以上です。

荒谷委員長 ありがとうございます。要望ということで、よろしく願いいたします。ほかに質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

荒谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第1号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

荒谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『第1号議案 阿南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第4号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算(第3号)について(関係部分)

荒谷委員長 続いて『第4号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算(第3号)について』のうち、本委員会に關係する部分を議題といたします。第4号議案については、先の全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思っております。質疑ございませんでしょうか。藤本委員。

藤本 委員 はい、すいません。大きく2点ありまして、1問ずつお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

まず歳入からですが、予算説明書の36ページ、これ21款の繰越金で、12億8,350万4,000円が繰り越されておりまして、事前に財政課の方から教えていただいたんですが、この繰越金に対して、51ページですが、財政調整基金で8億5,500万円、財調の方に入金されております。これ、阿南市が条例で、決算剰余金の3分の2を財政調整基金に入金するという決まりになっているということらしいのですが、阿南市財政調整基金の設置管理及び処分に関する条例、昭和52年とありますが、ちょっとこれに関して教えていただきたいのですが、調べてみましたら、地方財政法の規定は2分の1をくだらない額を入金するということになっておりまして、基本的には前年度の黒字分の半分を財政調整基金に入金ということになっているらしいのですが、阿南市が3分の2のように、他にも、ネットで調べた限り少ないんですけど、この3分の2を入金すると条例で定めている自治体もあるんですが、この辺の事情というか、昭和52年の条例なのでなかなか当時のことは分からないと思いますが、やはり当時、財政が厳しかったらと推察しますので、そういう意味で少しでも多く財政調整基金に入金できるように条例を変えたという趣旨なのでしょうか。お答えいただけたらありがたいのですが。

荒谷委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 財政課、山崎です。藤本委員の御質問にお答えいたします。

本市の財政調整基金は、財政調整基金の設置管理及び処分に関する条例によりまして、昭和52年に設置され、財政の健全な運営を損なうことがないよう、条例第2条で3分の2に相当する額を積み立てることとしております。本市におきましては、大規模災害の発生や大幅な税収減などがある年度の取り崩しを想定し、持続可能な行財政運営を行うため、積立額を3分の2に相当する額としているところです。以上、御答弁いたします。

荒谷委員長 藤本委員。

藤本 委員 ありがとうございます。この件はわかりました、ありがとうございます。次に38ページ、総務費の5目、公共施設マネジメント推進事業220万円について教えていただきたいんですけども、事前にもう担当課から説明もいただきましたし、市長さんも所信の中でふれられていたと思うのですが、ちょっといまいち、カタカナとかアルファベットが多く出てきて、口頭の説明だけでイメージしにくいところがあったので、もしよかったら実物の資料を出していただいて担当課から説明を、この場でもう一度していただけたらと思うのですが、委員長、資料の配布の許可をいただいてもよろしいですか。

荒谷委員長 はい。それでは、ただ今、藤本委員から資料の要求がございましたので、これを委員会として資料要求することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

荒谷委員長 御異議なしと認めます。理事者においては資料の提出をお願いいたします。小休いたします。

荒谷委員長 それでは、再開いたしたいと思います。
先ほど委員会において要求をいたしました資料は御手元にお配りをさせていただきます。それでは説明をお願いいたします。
吉岡行革デジタル戦略課長。

吉岡 課長 行革デジタル戦略課、吉岡でございます。よろしくお願いいたします。
初めに今回提出させていただいております電算システム使用料220万円は、本市が保有するハザードマップ等、防災に関する情報、暮らしに関する情報、インフラに関する情報等を公開型のGIS、地理情報システムとして市民の皆様がパソコンやスマートフォンを通じ閲覧できるようにしようとするものであり、そのシステム使用料であります。
現在本市では、統合型の地理情報システムを活用し、各課が保有するデータを地図情報として一元化し、市内での共有を図っておりますが、この地図情報を今回補正予算でお願いいたします公開型のGISに載せ、市民の皆様にご公開するものでございます。具体的には、現在利用している既存のデータを公開用に設定し直す作業や、アイコンについては見やすいものへの設定変更、また、どのデータを公開していくかを、今後、関係課と協議していく必要がございますので、現時点では令和5年度からの運用開始を目指しているところでございます。この公開型GISのシステムにつきましては、今、お配りさせていただきました資料を参考に御説明をさせていただきます。
1枚目の資料は那賀町のハザードマップの画面を印刷したものになりますが、画面のイメージとしてはこのような感じになり、この地図は航空写真との切り替えも可能となります。那賀町においては現在、防災情報のみを公開しているようでございます。
次のページからは三好市の公開型GISの画面になりますが、三好市では防災情報のほか、公共施設や生活情報等も掲載されており、例えば、公共施設のアイコンの小学校をクリックすると、地図上に市内の小学校がマークで表示されることとなります。また、他の地図情報についても同様であり、この地図上に複数の情報を重ねていくこともできますので、市民の皆様にとっては、様々な情報について、それぞれの関係課に問い合わせることなく必要な情報が確認できるようになると想定しております。こうしたことから、本市といたしましてはできるだけ幅広い情報の公開に努め、市民の皆様にご周知を図り、より多くの方にご活用いただきたいと考えているところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

荒谷委員長 はい、藤本委員。

藤本 委員 御丁寧な説明、ありがとうございました。幅広く活用していただいて、多くの方が使えるようなかたちにさせていただけたらなと要望しておきますが、ちょっと1つお聞きしたいんですけど、これ220万円ということで、国庫支出金から出ていると思うのですが、これは新型コロナ感染症対応の地方創生臨時交付金でよろしかったですか。

荒谷委員長 吉岡課長、どうぞ。

吉岡 課長 はい、220万円、全額コロナの交付金を充てております。以上、お答え

といたします。

荒谷委員長 藤本委員。

藤本 委員 ありがとうございます。以上です。

荒谷委員長 はい、ありがとうございます。住友進一委員。

住友 委員 今、藤本委員の関連になるのですが、市長所信で、デジタル関係事のうち、4点ほど市長が述べられておりました。先ほどはその4点のうち1点を説明いただきましたが、他のキャッシュレスの部分と、LINEの分があったかと思うのですが、あの部分、その4つの部分、1つ抜いて説明できるのであればもう少し詳しく説明をお願いしたい。ちょっと文教に関係するところもあるかも分かりませんが、基本的にデジタル課が担当しているのであれば、わかる範囲で説明をお願いできたらと思います。

荒谷委員長 吉岡行革デジタル戦略課長。

吉岡 課長 よろしく申し上げます。市長所信で申し上げました4点のうち、キャッシュレス決済と保育所のICTについては他課の関係になってきますので、私のほうからは道路公園等の破損状況通報システムを説明させていただきます。市長所信と繰り返しにはなるのですが、これまで道路公園等の通報に関しましては、電話とか電子メールでの通報をいただいて対応していたところなんですけど、これも、これまでの議会でもいろんなご意見をいただいておまして、土木課のほうから行革のほうへ相談がございまして、それで今、県の電子自治体の電子申請サービス、この中でこの通報システムを、今現在、構築中であります。今後、その電子申請サービスとLINEとを連携させることによって、市民の皆様がスマートフォンから通報していただけるようにしようとするものでございます。一応、導入後、土木課等の協議もございしますが、できるだけ早い時期、令和5年度中の運用開始を目指しているところでございます。以上、私のほうからのお答えといたします。

荒谷委員長 課がちょっと違うので…。行革に関する部分を答弁していただいたんですね。キャッシュレス、はい、小原会計課長どうぞ。

小原 課長 会計課小原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
委員御質問のキャッシュレス決済についてでございますが、今回の御質問でもございましたが、キャッシュレスの決済ということでございますが、こちらにつきましても、他市の状況でありますとか、スマートフォンを利用した決済ということでありましたら、今後取り組む課題と認識しておりますので、そちらのほうも今後取り組んでまいりたいと考えております。以上、御答弁といたします。

荒谷委員長 保育のほうは文教になるんでしょうか。住友進一委員。

住友進一委員 どうもありがとうございました。キャッシュレス決済のサービスについて、もう少し詳しく、どこに設置するのか、何が対象になるのかという具体的な話を聞きたかったのですが、再度お願いします。

荒谷委員長 吉岡行革デジタル戦略課長。

吉岡 課長 すみません。私、これ、間違っていたらすみませんが、一応、キャッシュレス決済のレジ、これは市民生活課の窓口に置くようにしております。それで、手数料を対象にしているのですが、住民票であるとか印鑑証明とか、各種税務証明、これらの手数料については、まずキャッシュレスの決済も導入しようとしているものでございます。以上、お答えといたします。

あと、すみません、保育所のICTにつきましては、保育士の働き方改革の一環でございますが、まずは岩脇こどもセンター、ここへ導入して、その効果を検証して、できれば横展開していきたいと考えているところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

荒谷委員長 住友進一委員。

住友進一委員 わかりましたけども、もう少し突っ込んだ話、具体的な話が聞きたかったかなというところなんですけど。

そのキャッシュレス決済っていう話なんですけど、何が対象になるのかというのがちょっとよくわからなくて、要するに税金関係、みなそこでいけるようになるのか、その辺のキャッシュレスできる分、そういう具体的な話が聞きたいと思って。あと、これに引っかけたコンビニでも払えるようなかたちを導入するっていうような話もあったかとは思いますが、その辺の話をさびわけして、キャッシュレスという、市長の所信の中で1点目でいわれた部分は、僕はそういう理解をしていたんですけども、ちょっとその辺はもやもやとしていた部分があったので、ちょっと整理したいという意味があって質問させてもらったんですけど。

荒谷委員長 吉岡行革デジタル戦略課長。

吉岡 課長 先ほど住友委員に申しあげました中で、市民生活課の住民票とか申しあげましたが、すみません、税務証明、これについてはまだ入っておりません。あと、今回そのキャッシュレスでできる分につきましては、市民生活課でお出ししている住民票であるとか印鑑証明、戸籍の関係の分のみとなります。まだ税金等に関しましては、まだまだこれから検討してまいりたいというところでございますので、御理解賜りたいと思います。以上、お答えといたします。

荒谷委員長 住友進一委員。

住友進一委員 ありがとうございます。これ以上、聞くのはやめます。

あとまた関連になるんですけど、財政調整基金、この年度末でいくらくらいに、8億5,500万円かな、つぎ込むようになっていますが、それを足した後どのくらいになるのかお伺いします。

荒谷委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 財政課、山崎です。よろしく申し上げます。

財政調整基金の残高について御答弁申し上げます。令和3年度末残高としましては、92億5,760万2,462円でありまして、その後、令和4年度予算で、取り崩し予算、さらに今回の積立予算を増減いたしますと、予算上の積立後残高は、94億1,930万2,462円となっております。以上、御答弁といたします。

荒谷委員長 よろしいですか。金久委員。

金久 委員 金久です。先ほど行革デジタル戦略課の方から説明がありましたことについて何点かお伺いをしたいと思います。

本市は災害発生時に対応するために、危機管理課、あるいは市消防本部、建設部の土木、特定事業部、水道部も含めて、各課においてそのような、台風や豪雨時の災害に関するデータの収集がされていると考えています。また、地域では消防団組織、自主防災組織の設置、防災無線などで防災に係る情報発信、注意喚起がされているところでもあります。このような中で、市民は地域生活の中で、消防団活動あるいは自主防災活動など、避難所訓練あるいは避難所開設訓練、市民自らが活動参加して防災意識の情勢、いざという時の備えなどの研修もされていると認識します。

市民が必要とする防災情報や関連情報を聞こうとすることは当然あることでありまして、市は、関係する基本情報について、市民が市役所に問い合わせをすることは大変多いと考えています。市民から問い合わせがある市の課は、そこは複数にわたると考えますが、地域の道路情報や避難所情報、水道関係、あるいはその関係情報に関して問い合わせした場合、市は防災に関連している課でありながら「関係課に問い合わせし直して下さい」とか、あるいは「この課ではわからない」とか、そのような応答、対応がされるというのはあまりよくないことだと考えます。

当然、市の業務においてはそれぞれの課がそれぞれの役割と専門性を持って業務を執行していると私は思いますけれども、市民の聞きたい防災・災害関連情報の基本情報の内容では、市民生活の安全性の確保や安心を提供するためのもの、あるいは事前に備えるという関係する情報、地域活動に関係した施設の情報などもたくさんあると思います。

市はこれまでに、当然、市長がおっしゃいますように、常におっしゃっておられます情報発信をしっかりと、ホームページほか、いろんなツールで発信していると思いますけれども、市は今後、今まで以上に市民に向けて情報提供できるように、市の関係部署の横のつながりを強化して、連携体制を構築しておくことが非常に重要でないかと思えますし、市が進める、この度、自治体のデジタル化の推進、地理情報システムを活用した取り組みを通じて、関係部署のデータを共有する、そういうことを進めるなど強化していくことも、まさに必要でないかと思えます。

そこで、先ほど御説明もあつたんですけれどもお伺いをしたいと思います。ちょっと重複する可能性があります、補正予算で、先ほど藤本委員もおっしゃいましたが、38ページに公共施設マネジメント推進事業として220万円が計上されています。説明の通り、市民が市ホームページ等から地理情報システム等を用いて市の避難所情報等を閲覧できるようにすると、そういうことでありますけれども、1点目として、この事業はどのような体制で進められる状況でしょうか。また、この事業が完了しますと、市民が閲覧できる基本内容とは、先ほど那賀町とかいろいろございましたが、阿南市としては、基本内容はどのようなものになるのでしょうか、お伺いします。

2点目は災害発生が予想される場合に、避難所の開設、避難状況、あるいは消防に係る消火栓とか機能、地震に対する耐震の情報など、たくさんいろんな情報がございます。それから、道路の通行止め、河川の氾濫、危険個所の情報等もありますし、事前の備えとしての避難時の持ち出し、日常生活の防災注意情報など、この公共施設マネジメント推進事業の充実と機能拡大を図って、市行政内で総合的な防災の関連基本情報の一元化と共有化を図ってはどうかと考えます。基本情報の一元化など、複数項目が一度に簡単に閲覧できるようになれば、市民からの問い合わせも減ると考えますので、ぜひ目

指していただきたいと考えますが、どのように考えておられますか。

3点目は、市民向け基本情報発信についてでございます。市民が閲覧していただくことも大変大事ですけれども、市職員が市民に説明、情報提供できるようにすることについても非常に大事なことでありまして、市は市民が問い合わせをしてきた場合、一元化、共有化された基本情報を元に、どの課においても、市民から、電話などでの問い合わせ内容に応じて、市職員が、その基本情報を閲覧しながら市民に情報提供できるようにすることにつきまして、今後どのように考えているのかお伺いいたします。以上、よろしく願いしたいと思っております。

荒谷委員長 吉岡行革デジタル戦略課長

吉岡 課長 金久委員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市の公開型GIS、この構築について、どのような体制を進めていくのかとのことでございますが、現在のところ整備のための推進チーム等を立ち上げることは予定しておりませんが、地図情報を保有する関係課と行革デジタル戦略課が連携し進めてまいりたいと考えております。

また、完了後において市民の皆さまが閲覧できる基本内容についてのお尋ねですが、これにつきましても今後関係課と協議を行う中で決定してまいりますので、あくまで予定となりますが、土砂災害や地震、洪水災害マップ等の防災情報。公民館や学校、体育施設等の公共施設に関する情報。道路、水道等インフラに関する情報を中心に広く公開してまいりたいと考えております。

次に、防災に関連する基本情報の一元化についてのお尋ねですが、防災関連情報の一元化は、市民の皆様にとって必要とする情報の一つであると考えており、こうした事で危機管理課から当課に相談があったものでございます。公開型GISにつきましては、先ほど申し上げました土砂災害や地震、洪水災害マップなどを一元化することにつきましては特に問題ないものと考えております。また、避難時の持ち出し物品や日常生活の防災注意情報等については、地理情報ではございませんが、あらかじめ準備ができる情報でございますので、この公開型GISとリンクすることで対応してまいりたいと考えております。

なお、災害発生時における道路の通行止め情報や避難状況等の情報については、リアルタイムでの更新作業が必要となりますので、今後関係課と協議を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に電話での問い合わせに対し、どの課においても基本情報の提供は可能かとのご質問ですが、基本情報を職員が閲覧したとしても、情報に対する基本的な知識を身に着けておかないと、市民の皆様には十分な説明ができない可能性があります。また、普段からこのシステムに慣れておく必要もございます。こうしたことからシステムの運用開始にあたっては、職員向けの操作研修を行うとともに、可能な限り比較的簡単な情報の問い合わせについては、担当課以外でもお答えできるよう職員への周知を図り、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

荒谷委員長 金久委員。

金久 委員 ありがとうございます。市は今回のこの事業実施を契機にさせていただいて、市職員の連携、あるいは協同を図って、市民の安全、安心の確保につながる総合的な取り組みを推進していただけますよう強くお願いしておきます。

要望です。

荒谷委員長 要望ということでお願いいたします。ほかに質疑ございませんか。陶久副委員長。

陶久副委員長 では、伺います。48ページの消防費の御説明をいただいたときに、ドローンということについての言及がありました。常備消防管理費の中での説明だったと思うんですけども、今後、ドローンについてどのような運用を想定されているのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

例えば、今から20数年位前に神奈川県玄倉川というところで、川の増水により中洲にたくさんの人が取り残されて流された水難事故がありましたけれども、今、ドローンもすごく性能がよくなってきているので、ひょっとしたら救命胴衣をピンポイントでそういうところに持ち込んで救助するような救助部隊の創設なども、ドローンの性能を含めて、パイロットの練度にもよりますけども、ことも可能になってくるのかな。そういうことも含めなくても、例えば災害時の状況を把握するための運用だけにとどまるかわからないですけども、ドローンをこれから消防の有効なアイテムとして使用するためにはいろんなことが想定されますので、今回ドローンについての言及があったことについて、どういうことを想定されているのかなということを、現時点で結構ですでお聞かせいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

荒谷委員長 川端危機管理課長。

川端 課長 陶久副委員長の御質問に御答弁いたします。

ドローンの活用につきましては、現在ドローンを所有する会社と協定を結んでいるところでございまして、ドローンの活用につきましては10月23日に行われます加茂谷の防災訓練や、11月27日に行われます見能林での防災訓練等におきまして、ドローンの会社等に参加いただき、ドローン活用について市民の皆さんに周知、啓発していきたいと考えているところでございます。以上ご答弁といたします。

荒谷委員長 田中消防総務課長、お願いします。

田中 課長 消防総務課、田中でございます。御質問に対して御答弁申し上げます。

消防費、常備消防費のうち、常備消防管理費の中での役務費、保険料及び負担金について御説明いたします。近年災害が多様化、激甚化、頻発化していることを受け、地震、豪雨など、災害の被害状況を迅速に確認し、被災者の早期救出につなげるため、総務省消防庁では、ドローンで撮影した映像などをリアルタイムで消防庁及び消防本部等で共有できる映像伝送装置を備えた情報収集活動用ハイスペックドローンの配備を進めております。現在本市では各事業所との間で、災害時における無人航空機を活用した支援協力に関する協定書を締結しておりますが、この情報収集活動用ハイスペックドローンは、総務省消防庁の緊急消防援助隊に係る無償使用資機材となっており、管内での災害及び他府県からの災害応援要請においてもドローンの特性を活かした情報収集活動や搜索活動など、非常に有効な資機材であると考えられており、現在、県内では徳島市消防局に配備されております。総務省消防庁では、大規模災害発生に備え、県南部への配備を強く要望しており、来年度からの本格運用に向け準備を進めているところでございます。以上、御答弁とさせていただきます。

荒谷委員長 陶久副委員長。

陶久副委員長 どうもありがとうございました。

荒谷委員長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

荒谷委員長 質疑がないということでございます。これにて質疑を終結いたします。第4号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

荒谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『第4号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算(第3号)について』のうち、本委員会に関係する部分は、原案のとおり可決といたします。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

荒谷委員長 それでは、15分間休憩いたします。再開は11時15分にいたします。よろしく願いいたします。

休 憩 10:59 ~ 11:13

荒谷委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を始めたいと思います。

第10号議案 字の区域の変更について

荒谷委員長 続いて『第10号議案 字の区域の変更について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。東企画政策課長。

【理事者説明 東 企画政策課長】

荒谷委員長 理事者の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

荒谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより第10号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決す

ることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

荒谷委員長 御異議なしと認めます。よって『第10号議案 字の区域の変更について』は、原案のとおり可決いたします。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

請願第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出の採択について

荒谷委員長 続きまして請願の審査に入りたいと思います。
『請願第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出の採択について』を議題いたします。まず事務局に朗読をいただきます。

【 事務局 朗読 】

荒谷委員長 ありがとうございます、この件に関する理事者の見解がありましたらお願いいたします。山崎財政課長。

山崎 課長 財政課の山崎でございます。地方財政の充実・強化に関する意見書について、見解を申し上げます。

現在、地方自治体をめぐる課題としては、急激な高齢化や少子化の進行による医療、介護などの社会保障費が増加しており、また、公共施設の老朽化などによる更新等経費が増加する中で、新型コロナウイルス感染症への対応が必要となっているなど、極めて厳しい状況が継続しています。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2022」などを踏まえ、デジタル変革への対応やグリーン化への推進、地方への人の流れの強化などによる活力ある地域づくりの推進、防災・減災、国土強靱化をはじめとする安全、安心な暮らしの実現、人への投資など、持続可能な地域社会の実現等に取り組んでいく必要もあります。こうした新たな業務も増加している中で、市町村の事務負担や財政負担についての的確に対応するよう、国に求めていくことは非常に重要であると考えます。

政府予算に関連する本市財政をめぐる状況といたしましては、社会保障費等の扶助費について、一般会計の本年度当初予算では、既に60億円を上回る62億6,000万円余りを計上しており、年々、増加の一途をたどっております。今後も、社会保障関連費の増加や少子化対策に向けた子育て支援施策の取り組み等により、社会福祉、児童福祉、老人福祉の各分野において、住民に身近な行政サービス需要の増加が見込まれるため、これまで以上に、地方財政への対応を求めていく必要があると考えます。また、社会保障関係をはじめ、増大する業務と、多様化し続ける行政ニーズ

などによる専門職員等の配置、処遇改善を行ってきた会計年度任用職員制度等によって人件費も増加しており、人材確保に向けた取り組みについても、市町村の財政負担は大きくなっております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について、感染拡大防止や、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るために創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の、本年8月末時点の本市への配分予定額は4億2,554万7,000円となっており、原油価格・物価高騰対策も含めたさまざまな分野での事業展開を行っているところであります。また、ワクチン接種に関する対応分としての、新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫負担金等、本市に対する感染症対策費について財源措置が取られていますが、依然として、感染症の終息が見通せない状況にあることから、市町村の事務負担を含めた財政負担についての的確に対応されるよう、国に求めていくことが重要であると考えます。

さらに、地方財政の主要項目である普通交付税の制度につきまして、基準財政需要額からの振替により発行可能額が算出される臨時財政対策債については、令和4年度の、全国の市町村分の総額が、対前年度マイナス1.4兆円で、率にしてマイナス63.1%と大幅に減少している模様であります。その算出方法は依然、財政力指数の高い市町村ほど発行可能額、つまり市債への振替率が大きくなるようになってきていることもあり、地方交付税の法定率の引き上げなど、起債に依存しすぎない制度への抜本的な対策も必要であると考えます。

このように、地方自治体が果たすべき役割は、新型コロナウイルス感染症への対応や人口減少対策、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施、高齢化の進行に伴う社会保障関連事業の確実な供給、雇用の維持と安定、地域経済の活性化など、多岐にわたって複雑化しつつあり、これら増大する地方行政の財政需要からすれば、地方財政を抑制する余裕はなく、地方税、地方交付税を含めた一般財源総額を確保、充実していくことが不可欠であると考えるところでございます。以上、見解といたします。

荒谷委員長 ありがとうございます。
 それでは、委員の皆さんの御意見を受けたいと思います。藤本委員。

藤本 委員 この地方財政の充実・強化に関する意見書提出の採択についての請願ですが、今回、請願者の方の趣旨に賛同いたしまして、この請願の紹介議員とならせていただいておりますので、当然、賛成という立場でお願いをするものであります。内容につきましては、先ほど、朗読していただいた要旨のとおりになりますし、今、理事者の方から御見解もいただきました。さらなる地方財政の充実を求めていくことはとても重要であるという趣旨の話がありました。行政需要が拡大して、御説明にもありましたように、扶助費が拡大していくこと、また、さまざまなデジタル化などに対して大きな予算が必要になるというお話もありましたので、ぜひとも、この請願の趣旨に皆様の賛同をいただき、意見書の提出をしていただけたらと思いますので、御協議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

荒谷委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございましたら受けたいと思います。住友進一委員。

住友進一委員 趣旨については概ね了解ですけれども、少し、この提出者が組合ということの中で、ちょっと要旨の中で、議会として対応しているのにもかかわらず、この書き方が非常に的確でないという部分もございますので、その辺はちょっと修正していただければありがたいといえますか…。

まず最初からいきますと、要旨の中の「しかし」というところから「地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中」ということをうたわれておりますけれども、阿南市におきましては、行革で人員削減をうたっております。そういう中で「疲弊する職場実態」という書き方をされますと、これは的確ではないのではないかと思います。行革については、議会も一体となって押し進めている中で、このように組合が認識しているのであれば、少し問題があるのではないかと思います。このように認識されているのかどうかお伺いいたします。まず1点です。

続けてずっといきます。次、意見書提出のナンバー1ですね。2行目の「増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し」ということでありますけれども、この地方公共団体というのは都道府県を表しているのではないかと思います。これは、地方公共団体というのは阿南市のことをうたわれているのかどうかというのを伺いいたします。

2番目については、扶助費がかなり増えてきているので大変だという話は、先ほど、いわれましたので、ここの部分はいいかなと思います。

3番目も、これはこのままでいいかなと思います。

4番目ですけれども、ここの部分も、県がいうようなことを書かれているのではないかと思います。特に保健所の体制とか機能の強化などを、コロナに引っかけて、体制についていわれていますので、この分については、阿南市がいうべきなのかなと疑問に思いますので、見解をいただきたいと思います。

5番目については、これはあればいいところなので、そのままでいいかなと思います。

6番目の、会計年度任用職員制度についてですが、これは処遇の改善というのが、今までもやってこられたということなんですけれども、阿南市としても、これをずっと、引き続き、改善をしていく考えなのかどうか、その辺も含めて、議会としても非常に気にかかるところなので、見解をいただきたいと思います。

7番目については、「特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体」とありますが、ここの、国の基準を超えている自治体というのは、阿南市が該当するのかどうか、お伺いをいたします。

8番目についてはそのままでいいかなと思います。

9番目については、この森林環境譲与税について「より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額」となっていますが、この林業需要を見込める地方公共団体の中に阿南市が含まれているのかどうか、お伺いします。

あと、10番目ですけれども、合併特例債がもう切れた中で、算定特例で段階的に補正をかけているような書き方であるのですが、ここは、阿南市もこういうことが行われているのかということをお伺いして、返事を聞いたうえで、賛成か反対かを決めたいと思います。以上です。

荒谷委員長 ありがとうございます。お答えは、市に対する部分もございますが、どうでしょうか。これ、藤本委員、紹介議員ですので、ちょっと概略を…。

藤本 委員 今、質問、かなり文言の選定や法的な根拠に関わることなど、多岐にわたってあったと思いますが、私、紹介議員にはなりましたが、これを作成はしておりませんので、そのことについては、お答えしたいんですけども、残念ながら請願者の真意を汲むことは、この場ではできませんので、すみませんが、この場での回答は、私ではできません。

荒谷委員長 わかりました。小休します。

小 休 11：36 ～ 11：43

荒谷委員長 それでは再開いたします。
ほかに、この件については御意見がないようでございますので、ないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

荒谷委員長 これより、請願第1号を挙手採決いたします。なお、挙手しない委員は反対とみなします。本請願を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

荒谷委員長 挙手少数であります。よって、本請願は不採択と決しました。

質 疑 終 了 ・ 採 択
挙 手 採 択 ・ 不 採 択

荒谷委員長 以上で、総務委員会に付託されました案件の審査が終了いたしました。

一 般 質 問

荒谷委員長 ただ今から、本委員会の所管に係る一般的な事項についての質問をお受けしたいと思います。通告がありますので、順次、指名いたします。
星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。通告をいたしております。私は簡単な質問でございますが、原付の申請に係る押印についてでございます。

まず1番目に、本人が申請に来た場合は押印の必要はありません。2番目に、代理人が来られた場合、委任状に押印、または申請書に押印というのが現状のようでございます。申請書に押印していただくのは、委任状の

代わりとしての意味が含まれているようです。また、昨年度の押印廃止検討の際、課税に関わってくるものなので、何も無いのではなく、押印をしていただく必要があるのではないかということで廃止には至らなかったようですが、他市でも押印が廃止される一方、はんこは現在、100円ショップ、この頃は100円ではないかもしれませんが、そのようなところでも購入可能になっております。本人確認の意味では、認印ですね、の押印よりも、顔写真入りの免許証などの確認をしっかりとやっていけば問題がないと考えますが、御所見をお願いいたします。以上、よろしく願いいたします。

荒谷委員長 清水税務課長。

清水 課長 税務課、清水でございます。よろしくお願いいたします。星加委員の原付の申請に係る押印について御答弁いたします。

税務課における、課税に関する申請書類等への押印につきましては、全庁的な取り組みと同様に、昨年度までに廃止に関する検討を行い、多くの書類への押印廃止を行ってまいりましたが、文書作成の真意確認が必要な委任契約による第三者からの申請については、引き続き、自署、または記名押印を求めているところでございます。

委員御質問の、原動機付自転車に係る軽自動車税申告書等につきましては、納税義務者本人が申請する場合は押印を求めておりませんが、委任された第三者が申請する場合は、委任者の自署または記名押印を確認したうえで、受任者の本人確認を行ってまいりました。

課税に関する各種申請については、個人情報漏えいに関し、特に配慮するとともに、のちの課税処理等におけるトラブル等を極力回避できるよう取り組んでまいりましたが、軽自動車税申告書兼標識交付申請書、軽自動車税廃車申請書兼標識返納書等については、それらのリスクも比較的 low、市民の利便性向上も見込まれると考えます。よって、軽自動車税申告書等につきましては、委任された第三者における申請においても押印廃止に向け、早い段階で前向きに検討したいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

荒谷委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。さまざまところで押印を廃止という現状下にあります。この件に関しましても、早急に、前向きに御検討していただいて、廃止に向けてやっていただきたいと要望しておきます。よろしくお願いいたします。

荒谷委員長 次、渡部委員。

渡部 委員 今回、市民の皆様の声をいただくということが本当に大事なことだと思っております。その市民の声の一つであるパブリックコメントの様式について質問させていただきます。

現在、パブリックコメントは、紙媒体と電子メールでの提出方法があります。この電子メールの場合、ホームページから Word 文書を一旦、パソコンやスマホなどにダウンロードする。次に文字を入力する。さらにメ

ールに添付して送信するという、三つ、手間がかかってきます。また、パソコンでしたらスムーズにいくんですが、スマホなどからですと操作のしにくさがあります。

一方、今回、トライアルサウンディングのアンケートが、QRコードを読み込めばすぐにWebアンケートの回答ページに導かれて、スマホからもすぐ入力ができる、大変便利な様式となっていました。

そこで、パブリックコメントの電子申請を、市民の方がより入力しやすいものにバージョンアップしていただきたいと考えますが、御所見を伺います。

荒谷委員長 吉岡行革デジタル戦略課長。

吉岡 課長 渡部委員の、パブリックコメントの電子申請についての御質問にお答えいたします。

総合計画をはじめとする行政計画の策定時におきまして、その案や素案をあらかじめ公表し、広く市民の皆様からの御意見や情報を募るパブリックコメントは、本市総合計画に掲げる市民とともに作る持続可能なまちづくりの実現に向けた有意義な取り組みであり、より多くの皆様に、こうしたまちづくりに御参加いただくためには、電子申請を活用したパブリックコメントの実施は有効であると認識しております。

本市におけるパブリックコメントの状況について御説明させていただきますと、まず本市では、行政手続条例及びその他の条例、規則等におきまして、意見公募手続き、いわゆるパブリックコメントに関する規定はなく、総合計画をはじめ、例えば地域防災計画や地域福祉計画、教育振興基本計画といった個別の行政計画の策定時においては、計画ごとに設置される策定委員会等におきましてパブリックコメントの手続きを定めております。また、それらの手続きに関しましては、従来では直接提出や郵送、電子メールにより意見等を御提出いただくことが一般的であり、電子申請のいわゆる入力フォームを活用した提出方法につきましては、十分に整備されていない状況でございます。

こうしたことから、今後におきましては、「徳島県電子自治体共同システム電子申請サービス」の入力フォームを活用したパブリックコメントの実施方法について確認し、課長会等で周知してまいりたいと考えております。

なお、今後、この電子申請サービスと本市の公式LINEを連携する予定としておりますので、市民の皆様がスマートフォンからも容易にパブリックコメントに参加していただける環境も実現できると考えているところでございます。以上、お答えといたします。

荒谷委員長 ありがとうございます。渡部委員。

渡部 委員 取り組み、期待しております。ただ、また、このパブリックコメントであったり、そういった計画の素案であったり、どうか「市民の皆様、こういった内容があるんです」、「お知らせがあります」ということを、また丁寧に発信していただきたいと思っておりますので、こちらのほうは要望とさせていただきます。ありがとうございました。

荒谷委員長 ありがとうございます。ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

荒谷委員長　それでは、質問を終了いたしまして、所管に係る一般質問を終結いたします。

閉会に当たり、市長から御挨拶を受けたいと思います。表原市長。

表原　市長　本日は総務委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございました。そして、提案させていただきました案件につきましては、全て原案のとおり御承認を賜り、厚く御礼を申し上げたいと思います。審議の過程でいただきました御意見等につきましては、今後の市政運営に活かしてまいりたいと存じております。今後ともどうぞよろしく願いをいたします。本日は誠に御世話になりました。

荒谷委員長　ありがとうございました。ちょうど12時前に終了ということでございますので、委員の皆さんの御協力に深く感謝をいたしまして、総務委員会を閉じたいと思います。御協力、ありがとうございました。

閉　会　　11：55
